

児童虐待の防止等に関する
政策評価書

平成24年1月

総務省

前 書 き

我が国では、昭和8年、経済恐慌や凶作の中、児童が家計を助けるための道具として扱われたことなどを背景として旧児童虐待防止法が制定されていたが、同法は昭和22年に制定された児童福祉法(昭和22年法律第164号)に内容が引き継がれ廃止された。その後、児童相談所における児童虐待相談の対応件数(以下「虐待対応件数」という。)が増加し、児童虐待による死亡事例も後を絶たず、児童虐待がますます社会問題化していたことを背景に、平成12年に、何人も児童を虐待してはならないこと、国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めた、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)が超党派の議員立法により制定・施行された。

しかし、その後も深刻な児童虐待事例が頻発している状況を踏まえ、平成16年に児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化が図られた。さらに、平成19年にも児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化等が図られた。

このように、児童虐待の防止等に関する政策については、児童虐待防止法等に各種規定は定められているものの、政府全体としての閣議決定等による基本方針・基本計画等児童虐待の防止等に特化した明確な政策体系はない状況にある。こうした中で、国及び地方公共団体においては、児童虐待防止法等に基づき発生予防、早期発見、早期対応から保護・支援の各段階において、それぞれ児童虐待の防止等に関する事務・事業を実施するとともに、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関の連携に努めている。

それにもかかわらず、平成20年度における児童相談所(4月1日現在197か所)の虐待対応件数は4万2,664件(注)であり、児童虐待防止法施行前の平成11年度1万1,631件の約3.7倍に増加するとともに、児童虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況もみられた。

この政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

(注) 本政策評価に着手した平成21年12月現在での数値であり、23年7月1日現在の児童相談所数は206か所、平成22年度の虐待対応件数は5万5,154件(宮城県、福島県及び仙台市は、東日本大震災の影響で集計ができなかったため、これらの件数を除いたもの)である。

目 次

第1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	政策効果の把握の手法	1
	(1) 実地調査の実施	2
	(2) 意識等調査の実施	2
5	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
	(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）	3
	(2) 「児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）」に係る 研究会	3
6	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	3
第2	政策の概要	5
1	法制定の経緯等	5
2	政策の体系等	5
	(1) 政策の体系と評価の対象	5
	(2) 施策の目標等	8
3	施策推進のための国の行政のコストの概要	9
第3	政策効果の把握の結果	11
1	児童虐待の発生予防	11
2	児童虐待の早期発見	26
	(1) 関係機関における早期発見に係る取組	26
	(2) 早期発見に係る広報・啓発	47
	(3) 人権相談等の実施	51
3	児童虐待の早期対応から保護・支援	54
	(1) 児童相談所及び市町村における対応体制等	54
	ア 虐待対応件数等の報告	54
	イ 児童相談所及び市町村における対応体制	57
	ウ 児童相談所と市町村の役割分担	74
	(2) 小・中学校における対応体制	79
	(3) 安全確認の実施	83

(4) 児童及び保護者に対する援助等	92
ア 一時保護所の整備	92
イ 保護者に対する援助	99
ウ 児童相談所と児童養護施設等との連携	114
エ 死亡事例等の検証	118
オ 社会的養護体制の整備	122
(ア) 児童養護施設等の整備	122
(イ) 里親委託の推進	135
4 関係機関の連携	143
第4 評価の結果及び勧告	151
1 評価の結果	151
2 勧告	163